

償却資産の申告は1月31日(火)までに

■資産の種類

構築物	構築物	門、塀、舗装路面、煙突、ネオン、庭園、その他土地に定着する土木設備など
	建物附属設備	受・変電設備、建物から独立した設備など（家屋に含めて評価されるものは除く） 建物の所有者以外の方が施工した造作など
機械および装置	工作機械、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工設備、その他各種製造設備等の機械・装置など	
船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船など	
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	
車両および運搬具	大型特殊自動車、動力運搬車、台車など	
工具、器具および備品	パソコン、陳列ケース、看板、測定工具、事務機・椅子、ロッカー、冷蔵庫、自動販売機など	

償却資産の申告には、マイナンバー(個人番号)または法人番号の記入が必要です

固定資産税における償却資産とは、土地、家屋以外の事業の用に供することのできる有形固定資産で、その減価償却が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されているものが対象になります。

平成29年1月1日現在に所有されている償却資産については、平成29年度の課税の対象となる車両

住宅のバリアフリー改修工事で固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を減額します。減額範囲は、改修した家屋の固定資産税額(床面積100㎡までを限度)の3分の1相当です。

▽住宅と居住者 新築した日から10年以上を経過した床面積50㎡以上の住宅(賃貸住宅を除く)で、次のいずれかの人が居住する住宅①65歳以上の人(改修工事が完了した翌年1月1日現在)②申請時に

に工事明細書や工事箇所の写真等の工事内容・工事費用がわかる書類と居住要件を満たすことを示す書類等を添付して申請してください。(必要に応じて現地確認を実施) ※申請の際にマイナンバーの記載が必要です。その際にマイナンバーの確認と身元確認を行いますので、番号確認書類(個人番号通知カード等)と本人確認書類(運転免許証やパスポートなど)をご持参ください。また、郵送の場合には写しを同封してください。なお、マイナンバーカード(個人番号カード)を取得された人は、当カードのみで確認できます。

事業主の皆さんへ

個人住民税の特別徴収を お願いいたします

京都府内全市町村と京都府では、個人住民税の特別徴収を推進しています

個人住民税(個人の市町村住民税および府民税)は、納税義務者の1月1日現在の住所の市町村に納付していただく必要があります。

特別徴収とは、給与支払者(事業主)が所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与から従業員等の個人住民税を差し引いて、市町村に納入していただく制度です。

法令の規定により、原則、所得税の源泉徴収義務がある給与支払者(事業主)には特別徴収義務者として、パート・アルバイト、役員等を含むすべての従業員等を対象とする。納付を忘れる等

の個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています(事業主や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません)。

●手続き等
毎年1月31日までに給与支払報告書(総括表・個人別明細書)を該当市町村へ提出していただきますが、その際に、総括表等に「特別徴収」する旨を記載していただきます。

なお、マイナンバー制度の開始により、平成29年度分の給与支払報告書(総括表・個人別明細書)から、給与支払者の法人番号(個人事業主の場合は、個人番号)、従業員等の個人番号の記載が必要です。

記載方法等詳しくは従業員等の住所の市町村住民税担当課へお問い合わせください。

市税は納期内に納付を

市・府民税(第4期分)の納期限は12月28日(水)です

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は納期内に取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。納期限が過ぎると督促状が送付され、徴収権限が京都地方税機構に移ります。

口座振替が便利

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため各税の納期ごとにわざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合があります)、または納税課で行うことができます(ゆうちょ銀行の場合は、納税課では受け付けできません)。なお、振替は、来年度分からとなります。



宇治税務署の申告会場について

宇治税務署からのお知らせ

宇治税務署の申告会場は、2月16日(木)から開設します(閉庁日を除く)。なお、2月15日(水)以前は開設していません。

☆申告会場へお越しになる際には、電車・バス等の公共の交通機関をご利用ください。

☆税務署ではコピーサービスを行っていません。また、近隣にもコピーサービスを行っている施設はありません。写しの必要な書類(家屋に係る売買契約書または工事請負契約書など)につきましては、あらかじめ写しを作成の上、ご持参ください。

◆問い合わせ 宇治税務署 (0774-444141)

ごみ出しのポイント

家庭から出る医療廃棄物の処分について

在宅医療の普及に伴い、注射器等の廃棄物が一般家庭からも排出されるようになりました。誤った方法で、廃棄すると、針刺し等による感染症等の危険が生じる可能性があります。

医療行為(インスリンの自己注射等)によって出たごみの内、鋭利な物(注射針等)については、基本的に医療機関等に、指示に従って、ふた付きの堅牢な容器に入れてお返しください。

◆問い合わせ 環境業務課

ごみの減量にご協力を

- ★使い捨てをしない
 - ・使い捨ての商品は、なるべく選ばない。
 - ・マイバッグ、マイ箸、マイボトルを使用する。
 - ★必要のないものは買わない・もらわない
 - ・バラ売り等を活用し、食べ切れる分だけ買う。
 - ・なるべく詰め替え商品を買う。
- 環境に配慮して、できることから始めて、ごみ減量を目指しましょう。